

～あなたが「つらい」「こわい」と感じていたら、それは DV です

一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください～

■DVとは？

「ドメスティックバイオレンス」の略で、「配偶者やパートナーからの暴力」のことを指します

例えば次のようにさまざまな形態の暴力を使い、一方が他方を支配することを言います

身体的暴力

なぐる、ける、
物を投げつける

など

経済的暴力

生活費を渡さない、
収入を取り上げる

など

性的暴力

避妊に協力しない
性的行為を強要する
など

精神的暴力

脅す、大声でののしる、
性別による役割を決めつける、
何を言っても無視する

など

社会的暴力

行動を監視する、
メール電話をチェックする、
親や友人との付き合いを制限

など

■DVで困っている人はどんな支援が受けられるの？

安心して生活するための情報提供、その他の援助

■DVはどこに相談したらいいの？

「大崎市民生部子育て支援課子ども家庭相談担当」にご相談ください

専門相談員が電話相談・面接相談(個室)を行っています

相談内容はプライバシー保護により守られますのでご安心ください

相談先 子育て支援課子ども家庭相談担当
0229-23-6048

～身の危険を感じたら、迷わず110番～

休日・夜間は最寄りの警察署で相談を受け付けています。

古川警察署 0229-22-2311 鳴子警察署 0229-82-2249